

令和7年8月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年8月8日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が8月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 委員 会長
2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員 6番 首藤 重雄 委員
7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

1番 後藤 聖憲 委員

農業委員会事務局職員

農林振興課職員

阿南 哲也 局長 和田 敬生 次長 首藤 英二 主幹 佐藤 圭一 主査

付議議案

- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第39号 非農地証明願いについて
- 議案第40号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局 長 ただいまより、令和7年8月の定例総会を始めたいと思います。これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席番号1番 後藤 聖憲委員が欠席となっており、出席委員数は11名となります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号7番 城野 幸司委員と、議席番号9番 野上 政憲委員に議事録署名をお願いいたします。
議事に入る前に、7月総会で質疑のあった、「議案の中に委員が関係している申請で、委員が退席する件について」事務局より回答をお願いします。

局 長 7月総会で質疑がありました、「議案の中に委員が関係している申請で、委員が退席することは分かるが、その議案の中で委員が関係していないものについては、発言権、議決権があるので審議に参加するべきではないか」との質疑がありましたので、事務局で検討し、次回の総会で回答することとしておりましたので回答を申し上げます。

事務局の回答としましては、委員が関係している議案があれば、委員が関係している申請の審議については一時退席をしていただきます。その他の申請については審議に参加をする。委員が関係する申請とそれ以外の申請に分けて質疑、採決を行うかたちで議案を進めていきます。
尚、推進委員につきましては議決権がありませんので、退席はしないかたちで進めていきたいと考えております。以上、事務局の回答です。

会長 今回の件につきましては、事務局が農業委員会法などを十分に精査し、ただいま局長から説明があったようになりましたので、みなさんにお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。臼杵市農業委員会としては今的方法でこれから先の総会を進めていくということでおろしいでしょうか。

— 全員 承認 —

会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 1ページをご覧ください。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりだったので提案する。

令和7年8月8日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 138 m² 外10筆 合計 2,570 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、(田) 89 m² 外2筆 合計 511 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 49 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号4、(田) 191 m² については、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

番号5、(畑) 211 m² については、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

次に3ページをご覧ください。

番号6、(田) 1,512 m² 外4筆 合計 5,580 m² については、経営移譲のため所有権を移転するものです。

番号7、(田) 1,556 m² 外18筆 合計 18,320 m² については、経営移譲のため所有権を移転するものです。

番号 8、(畑) 2,750 m² については、営農型太陽光発電施設の設置に係る区分地上権を設定するものです。

営農型太陽光発電設備とは、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業のことです。区分地上権は、地上 2.5mから 4.0mが対象範囲となります。なお、同施設設置のための賃借権の設定については、のちほど 5 条申請においてご提案いたしますのでよろしくお願ひします。

番号 9、(田) 598 m² 外 6 筆 合計 2,751 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 9 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

7 月 28 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 4 ページから 6 ページにかけて掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 9 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

城 野 私、城野より、7 月 28 日に実施しました、議案第 37 号 農地法 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田及び畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畠と 10 筆の田で、これまで荒れていましたが草刈りされています。許可後はかんしょの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の田で、これまで荒れていましたが草刈りされています。許可後はかんしょの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、これまで農業用倉庫が建っていましたが、取り壊しています。許可後はかぼすなど果樹の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は畑になっており、これまでカボスの栽培がおこなわれています。許可後もカボス園として管理することです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅に隣接する1筆の畑で、草刈りで管理されているほか、果樹が数本植えられています。許可後は、菜園として管理することです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号6の田については、使用貸借権を設定するものです。

申請地は5筆の田で、これまで譲受人の父親名義で水稻を作付けしていました。許可後も水稻の作付けをすることです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号7の田および畠については、経営移譲のため使用貸借権を設定するものです。

申請地は7筆の田および12筆の畠で、これまで水稻やかんしょなどが作付けされています。許可後もこれまでどおりの管理をしていくとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号8の畠については、営農型太陽光施設を設置するにあたり、発電パネルのある地上2.5mから4mの範囲について「区分地上権」を設定するものです。

申請地は1筆の畠でショウガの栽培がおこなわれています。今年のショウガ栽培が終了したのちに工事に着手し、来年以降もショウガ栽培は耕作者が続ける計画になっています。耕作目的ではありませんので、審査項目の各要件については説明を省略します。

番号9の田および畠については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は5筆の田および2筆の畠で、1筆は草刈により管理され、その他は水稻やカボスが作付けされています。許可後はこれまでどおりの管理をしていくほか、残る1筆については露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

議長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第16地区、廣田推進委員さん。

廣田 第16地区、推進委員の廣田です。番号1と2について報告します。

推進委員 番号1の田及び畠については、売買により所有権を取得するものです。番号2の田については、売買により所有権を取得するものです。

それぞれこれまで長年荒廃しておりましたが、草刈りが行われていました。今後、かんしょを作付けをすることでの問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 6 地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畠で、これまで農業用倉庫が建っていましたが取り壊しています。譲受人は近くに住んでおり、今後はかぼすなどの作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。番号 4 と 5 について報告いたします。

推進委員 番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。申請地は畠になっており、これまでカボスの栽培がおこなわれています。許可後もカボス園として管理するとのことで、特に問題は無いと思われます。

番号 5 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にあり、ビワなどの果樹が数本植えられています。今後は菜園として野菜なども植えるとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 15 地区の後藤推進委員さん。

後藤晃 第 15 地区、推進委員の後藤です。

推進委員 番号 6 の田については、使用貸借権を設定するものです。

申請地は 5 筆の田で、これまで譲受人の父親名義で水稻を作付けしていました。許可後は譲受人の経営として引き続き水稻の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

番号7の田および畠については、経営移譲のため使用貸借権を設定するものです。

申請地は7筆の田および12筆の畠で、これまで水稻やかんしょなどが作付けされています。許可後もこれまでどおりの管理をするとのことで、特に問題は無いと思われます。7月28日に委員さんに確認をしていただきました。

議長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤嶺委員　番号8番の営農型太陽光施設について、これから広がっていくであろうと思われる所以今後のために質問したいと思います。これは耕作適格作物の判断はどうやってやるのでしょうか。その上で不作となった場合の取り扱いはどうするのでしょうか。

議長　　事務局、お願いします。

首藤主幹　はい。まず品目の選定についてですが、農水省から許可に関するガイドラインが示されておりまして、作物の選定についてや営農の在り方についてですが、設置したことにより2割以上収量が低下することがないようにと定められています。日光によって育つ作物もあれば、そこそこ影っていても大丈夫な作物もあるかと思います。今回はショウガということですので、必ずしも100%の日光が必要ではないということなので、これは適当ではないかということです。

あとは申請書類に営農計画書をつけております。これによって、大体どれくらいの日が影って、どのくらいの収量を見込んでいるのかということがありますので、計画段階でそうならないように作物の選定や営農の在り方については審査しております。そして、実際作ってみてから思ったより収量が上がらない場合はどうなるかということですが、毎年2月を目途に、前年の営農状況についての報告をするようになっております。その中で、計画通りの収量が挙がっていないことについては、関係機関と連携を取りながら指導は行っていこうと思っております。

赤嶺委員　納得しかねるのですが、それは誰が収量を確認するのでしょうか。

首 藤 収量につきましては報告書で挙がってきますので、報告書で確認ということになっております。
主 幹

赤 嶺 当然 2割以上の減は出さないのでしょうね。
委 員

議 長 事務局のほうからこの案件を議案として挙げることについて、事前に相談がありました。当然、農作物の上に作るということが国で大きな問題となっております。ショウガの作付けの 2m~4m 上ということで、日照時間がそこまでいるものではないと思います。事務局にはきちんと収量確認をするよう、事務局の首藤さんには検討するよう考えていただいております。

赤 嶺 はい。わかりました。
委 員

首 藤 それに関連してもうひとつよろしいですか。
委 員 もしこれが 2割以上減になった場合、利用権設定の期間などの変わりなどはないのですか。期限を設定してやるということはないのですか。

首 藤 今回の案件については、地権者と譲受人の間で 20 年間の契約を行っております。それと別に、営農している耕作者と譲受人の間で上空を使う
主 幹 という契約があります。そして、地主と営農している耕作者との間で利用権設定をしております。

首 藤 はい。わかりました。
委 員

赤 嶺 これは農業委員会以外にこのことについて権限を行使できる法律や、それを所掌する部署などはあるのですか。
委 員 つまり不適となったときに強制的に撤去するよう命令を出せる部署があるのでしょうか。

首 藤 これについて適切な就農が行われていないと判断された場合の指導する権限というのはこちら農業委員会になっております。この補助金に関しては環境省の部門の補助金があるのですが、そちらが推進する部署だと思いますので、適切な就農が行われていないとなると、農業委員会から指導や勧告などを言うことになるかと思います。

赤 嶺 はい。わかりました。
委 員

議 長 ゆくゆく調査させていきます。

二 村 はい。私の家の側に営農型太陽光が設置されている方がいます。よく見てみると、午前と午後で日が当たる時間帯が変わってきます。全く日
委 員 が当たらないところも出てきます。よほど作物の選定をしないと作物は育たないのではないかと思います。私も田んぼを借りてユーカリを植え
てみましたが、今のところ大きな問題はないのではないかなど感じております。

議 長 はい。参考意見としてお聞きします。
太陽光については国としても問題がありますが基準等がありますので、収量が2割以上減になっていないかチェックをしていきたいと思いま
すし、今後の管理等の指導は農業委員会でやりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

首 藤 ただいま2割減の話が出ておりましたが、2割をきったからといって直ちに撤去しなさいということではありませんので、まずはこちらから指
主 幹 導などのクッションがあるということは補足をさせていただきます。

議長 他に質疑ございませんか。多少の疑問はあるかと思いますが、法律の中で処理をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 7ページをご覧ください。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和7年8月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次長 8ページをご覧ください。

番号1、(田) 150 m² 外20筆 合計 7,258.48 m² については、賃借権を設定し、資材置場を設置するものです。

一時転用でありますので、賃貸借契約終了後は原状回復を行い譲渡人に返還します。農地の区分は1種農地となります。

番号2、(畑) 2,750 m²のうち 0.368 m² について賃借権を設定し、営農型太陽光発電施設を設置するものです。2,750 m²のうち 0.368 m²という

のは、賃借権の対象となる支柱 79 本分の面積となります。農地の区分は 1 種農地となります。

以上、5 条申請 2 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の 9 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

上 野 私、上野より、7 月 28 日に実施しました、議案第 38 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田については、賃借権を取得し、資材置場として利用するものです。申請地は 21 筆の田で、これまで耕作されていませんでしたが、現在は片付けが進んでいます。

審査項目の立地基準①および②については、農用地区域内農地でありますが一時転用であることから、基準に該当するものとします。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畠の支柱部分については、賃借権を取得し、営農型太陽光施設として利用するものです。申請地は 1 筆の畠でショウガの栽培がおこなわれています。今年のショウガ栽培が終了したのちに工事に着手し、来年以降もショウガ栽培を耕作者が続ける計画になっています。

審査項目の立地基準①および②については、農用地区域内農地でありますが営農型太陽光発電であることから、基準に該当するものとします。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 4 地区の梅田推進委員さん。

梅 田 第4地区、推進委員の梅田です。

推進委員 番号1の田については、賃借権を取得し、資材置場として利用するものです。申請地は21筆の田で、これまで耕作されていませんでしたが、現在は片付けが進んでいます。大きく土を盛ったりするようなこともなく、特に周囲の農業に影響を及ぼすことは無いと思われます。

議 長 続きまして、第22地区の吉良推進委員さん。

吉 良 第22地区、推進委員の吉良です。

推進委員 番号2の畠については、賃借権を取得し、営農型太陽光施設として利用するものです。下の畠ではこれまでと同様に耕作者がショウガの栽培を行う予定になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これから質疑を行いますが、番号1に中野委員が関係しておりますので、退席をお願いしたいと思います。

— 中野委員 退席 —

議 長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。先ほど3条の8番と今回の2番は同じ人なのですが、先ほど3条は区分地上権があったのですが、今回はありません。それはどうしてですか。

会 長 事務局、説明をお願いします。

首 藤 地上2.5m～4mの間、下は営農するための空間となっておりますので、実際パネルのある上空を借りますというのが3条で出てきた、区分地上

主幹 権になっております。なんでこのようなやり方をするかと言いますと、先ほどご紹介した営農型太陽光発電に関するガイドラインに出てているのですが、下の営農者と上の太陽光パネルの設置者が異なる場合は、上空部分については区分地上権を設定しなさい。と謳われております。この部分を借りますと言うのが、先ほどご紹介した3条の案件となります。今回5条で出てきた案件については、実際農地で無くなる部分はどこかと言わると、70本ほどの柱がある部分のみとなります。この柱の合計面積が0.368m²となっております。

赤嶺 委員 平口で言うと、自分の土地なら柱分だけでいいよということですか。

議長 転用部分の面積なので、3条と5条に分けているのですよね。

首藤
主幹 先ほど、二村委員がご紹介しておりました、営農型太陽光発電があったということですが、それは土地の所有者自らが転用したので4条申請となります。

議長 柱の部分は転用面積に入るということです。

赤嶺 委員 土地を借りて太陽光を作る場合は今回のようになるのですが、自分の土地だったら支柱のところの申請だけでいいわけですか。

議長 はい。自分の土地なら転用面積だけ出せばいいということです。

赤嶺 委員 わかりました。

議長 他に番号1について質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようですから、これより議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請、番号1についての採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請、番号1については、原案どおり承認することに決定いたしました。
それでは中野委員に着席するよう、お願いします。

— 中野委員 着席 —

議長 番号2について質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようですから、これより議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請、番号2についての採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請、番号2については原案どおり承認することに決定いたしました。

次に議案第39号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 10ページをご覧ください。

議案第39号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年8月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 29 m² 外1筆 合計 577 m² の土地については、原野化し農地に復旧するのが困難な土地になります。

チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な場合又は周囲の状況から復元しても継続利用できない場合で、ア～オの要件を全て満たす土地となります。

番号2、(畑) 74 m² の土地については、転用から20年以上経過した土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号3、(田) 4.40 m² の土地については、転用から20年以上経過した土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号4(田) 172 m² の土地については、転用から20年以上経過した土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号5(畑) 324 m² の土地については、転用から20年以上経過した土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

申請地は次の 12~13 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 5 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 39 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 39 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について事務局より説明をお願いします。

次 長 14 ページとなります。

議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和 7 年 8 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

佐藤圭 議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案について、ご説明いたします。

主 幹 3 ページをご覧ください。1 筆につきまして配分するものです。

続きまして、4 ページをご覧ください。1 筆につきまして配分するものです。

5ページをご覧ください。3筆につきまして配分するものです。

6ページをご覧ください。1筆につきまして配分するものです。

7ページをご覧ください。1筆につきまして配分するものです。

8ページをご覧ください。5筆につきまして配分するものです。

9ページをご覧ください。1筆につきまして配分するものです。

10ページをご覧ください。3筆につきまして配分するものです。

11ページをご覧ください。11筆につきまして配分するものです。

12ページをご覧ください。5筆につきまして配分するものです。

13ページをご覧ください。3筆につきまして配分するものです。

14ページをご覧ください。1筆につきまして配分するものです。

15ページをご覧ください。1筆につきまして配分するものです。以上です。

議長　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤嶺委員　　はい。用語の説明で、“配分”というのは、誰々から中間管理を通して誰々に配分することですね。

佐藤主査　　はい。通常でありますと、農地の貸し借りをイメージしやすいのは、地権者からそのまま耕作者へ貸し付けをするというかたちになりますが、中間管理事業におきましては、まず地権者から大分県公社が借り受けます。その後、公社が耕作者に対して農地を貸すということになりますので、その分を“配分”ということで説明させていただきました。

議長　　よろしいでしょうか。中間管理機構が間に入るということで、地権者と耕作者が契約するということではないので理解してください。

赤 嶺 文言が理解できないのですが。

主 査

議 長 国の法律で決まったことなので、誰も変えられません。

中 野 この前の新聞で中間管理機構のことについてありましたが、今までどおりの利用権設定のほうが農地の利用頻度が高くなるのではないかという話になっています。私もそう思いますが、中間管理機構をするよりも地域の人が土地を貸して農業委員会を通して利用権設定をするほうが一番手っ取り早いのではないかと思います。

議 長 新聞に書いていても、基盤法で決まってきているので変わりません。今年の4月から中間管理機構に移行するとなっておりますので、認識をお願いします。

赤 嶺 相続をしていないとこれは成り立ちませんか。

委 員

議 長 相続をしていなくても、権利がある人2分の1を超える承諾があればできることになっております。今お願いしているのは、地権者が亡くなつて相続ができない場合でも、納税義務者ができるようにしてくれないかという話はしています。

他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第40号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第40号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。